

令和5年度  
住むまち“いぬやま”PR事業に関する民間提案制度  
【募集要項】

令和5年9月  
愛知県犬山

## 令和5年度 住むまち“いぬやま”PR事業に関する民間提案制度 募集要項

### 1 趣旨

犬山市では平成21年をピークに人口が減少しており、令和5年3月に策定した犬山市人口ビジョンでは、今後も人口減少が続くとした上で、出産や子育てに対する不安をやわらげることによる出生率の向上と、住むまちとしての犬山市の魅力を向上させ、それを市内外へ発信することで、若い世代や世帯の転入増加を図り、2060年の人口を、約51,000人の推計に対して、60,000人を目標としています。

こうしたことから、犬山市では、「住むまち“いぬやま”」の認知度を高め、住むまちとしての魅力を多くの方に伝えるため、「住むまち“いぬやま”の魅力」と「移住に関する情報」を集めた特設サイトの開設や、市外に住む人への効果的な情報発信事業を令和5年度に予定しています。

これらの事業は、民間事業者が有するノウハウやアイデアを最大限に活かした展開を目指し、その検討にあたり広く事業者からの提案を募集します。

本募集要項は、民間事業者からの提案を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

- ・応募のあった提案の中から、犬山市の施策に大きく貢献する提案を選定し、協議を重ねた上で事業化を図ります。
- ・事業化にあたっては、提案内容は提案者の知的財産と捉え、その情報を保護する必要から、提案者との随意契約を前提としています。
- ・「2. 募集内容（1）提案項目」中の「B 「住むまち“いぬやま”」のプロモーションや情報発信に関する提案」及び「C 市外の方に「住むまち」として犬山市への関心や魅力を喚起させるPR事業・企画に関する提案」は、内容によっては、複数の提案を採用し、事業化（随意契約）する場合があります。

### 2. 募集内容等

#### （1）提案項目

以下の全ての項目について提案してください。

#### A 移住特設ウェブサイトに関する提案

#### B 「住むまち“いぬやま”」のプロモーションや情報発信に関する提案

①PR動画「My Daily Life at INUYAMA (\*1)」、PR冊子「これからいぬやま(\*2)」の活用方法

②公式YouTubeチャンネル「ONE CHAN (\*3)」の登録者数及び同チャンネル内の動画再生回数の増加につながる方法

③その他、プロモーションや情報発信の提案

#### C 市外に住んでいる方に、「住むまち」として犬山市の魅力を伝え、「住むまち」としての犬山市への関心を、喚起させるPR事業・企画に関する提案

## (2) 提案に関する留意点

提案にあたっては(1)提案項目にある各項目に対して、(3)提案内容に基づき、必要な内容を提案書(様式3-1～様式3-3)に記載してください。

※提案書は提案項目別に作成してください。

※提案内容を補完するため、別添資料又は参考資料を提出しても構いません。その場合は、提案書の「1. 提案内容」欄に、「資料名称」と「関係する提案内容(①～⑥、ア、イのいずれか)」を記載してください。

※「別添資料」とは、提案書にはスペースの都合で提案内容が記載できない、又は様式に記載するよりも提案内容がわかりやすいなどの場合の資料とします。

※「参考資料」とは、提案書に記載した提案内容を補完する資料とします。参考資料の場合は、「1. 提案内容」欄に、「資料名称」と「関係する提案内容(①～⑥、ア、イのいずれか)」だけでなく、「資料の概要」、「添付理由」も端的に記載してください。

## (3) 提案内容

### ■提案項目A～C共通

#### ① 実施スケジュール

○提案事業は、令和5年度中に、一定の実施効果が検証できる時期に完了することとします。中でも、移住特設ウェブサイトは、令和6年1月下旬に公開開始、令和6年2月上旬完成を期限とします。(ただし、指定期限以前に公開開始、完成がより望ましいものとします。)

○スケジュールには、着手・完了時期を示すだけでなく、着手から完了に至るまでのプロセス(どのような作業を行うのか)も記載してください。

#### ② 事業費用

○移住特設ウェブサイトの構築・制作費用、令和6年度以降の維持管理費用のほか、新たにウェブサイトを設けることに係るすべての費用を「令和5年度」と「令和6年度以降」に分けて、総額と内訳を併せて記載してください。なお、移住特設ウェブサイトの業務内容や条件は「業務内容説明書(資料1)」を参照してください。

#### ③ 令和6年度以降の活用方針

○提案内容を令和5年度に実施した場合、その実施内容を令和6年度以降にどのように活用していくべきかを記載してください。

○令和6年度以降の活用方針を記載するにあたり、事業費が伴う内容を提案することも認めますが、その場合は、その金額を記載してください。

※今回の提案募集は、令和5年度に実施する事業内容が採否の対象です。  
したがって、令和6年度以降の提案内容は、必ず事業化をすることを決定するものではありませんので、活用の方向性（概念）でも構いませんが、提案内容の実施効果を測る上での目安となりますので、可能な限り具体的に記載してください。

#### ■提案項目A関連

- ④ ウェブサイトのコンセプト
- ⑤ サイトマップ（構成図）
- ⑥ ウェブサイトのデザイン（トップページと各構成ページ）

- デザインは本提案にあたり必ずしも新たに作成する必要はありません。  
作成するウェブサイトのイメージが伝わるものであれば、過去に制作した、自社実績を提出しても構いません。また、その場合、自治体や公共的団体等に限らず、民間事業者のサイトでも構いません。  
※事業化の際には、本市の移住特設サイト制作を目的として、新たに複数のデザインを作成・提示いただき、それらをベースとして細部を協議し、最終的にデザインを決定する予定です。
  - 構成ページごとに異なるデザインとすることを提案する場合は、各ページの全てのデザインを提出してください。
  - ウェブサイトには、以下の情報を掲載予定です。
    - ・犬山市ホームページ掲載の情報
    - ・移住定住関連の取組みや情報を取りまとめた「犬山市の移住・定住施策に関する取組等一覧（資料2）」にある情報  
※資料2は、参加意向申出書を提出した事業者に配付します。
    - ・移住定住に関する市民のインタビューとエピソード
- 以上の情報のほか、移住特設ウェブサイトとして掲載が望ましい、理想である、と思う情報を加えて、ウェブサイト全体の構成を提案してください。
- 事業化の際、「移住定住に関する市民のインタビューとエピソード」の情報は、犬山市から提供します。

#### ■提案項目B・C関連

ア 対象者（主に誰をターゲットにした内容であるか）

イ 同様又は類似の先進事例がある場合は、実施主体・実施概要・実績

- 提案内容は、先進例などを参考に犬山市の特性や実情に合わせた内容としてください。
- 「B 「住むまち “いぬやま”」のプロモーションや情報発信に関する提

案は、①～③のそれぞれに別の方法を提案しても構いませんし、①～③の全てに効果があるとする内容であれば、提案内容が1つでも構いません。

○「C 市外に住んでいる方に、「住むまち」として犬山市の魅力を伝え、「住むまち」としての犬山市への関心を、喚起させるPR事業・企画に関する提案」は、新規事業に限らず、現在、犬山市で実施している事業の拡充（例：補助金交付対象者の拡大など）でも構いません。

また、募集目的に合致し、実施することで将来的な移住定住促進につながる内容であれば、提案事業の分野は問いません。

○提案内容の検討にあたり、犬山市ホームページ掲載情報と「犬山市の移住・定住施策に関する取組等一覧（資料2）」のほか、犬山市に関する情報を希望する場合は、希望する情報をできるだけ具体的に指定し、その旨を記載した質問書を提出してください。

**(4) 事業規模・事業費**

移住特設ウェブサイト構築のほか、提案項目A～Cに係る令和5年度の住むまち“いぬやま”PR事業の実施に係る費用の上限は、その事業数に関わらず308万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）です。

※提案項目B・Cに対して複数の提案を行い、その結果、全ての提案事業に対する事業費の合計額が、上限額を超える提案も認めます。ただし、複数の提案を行う場合は、提案項目Aにおける事業費と提案項目B・Cの各項目における最も金額が高い提案の事業費を合計した費用が上限額（308万円）を超えないようにしてください。

※提案項目A～Cの各項目で各1事業を提案し、事業費の合計額が上限額を超える提案は、採択の対象外とします。

※提案項目A～Cに対する提案事業の事業費の合計額が上限額以内であっても、提案事業ごとに採否を判断するため、すべての提案事業を一括して採択しない場合があります。

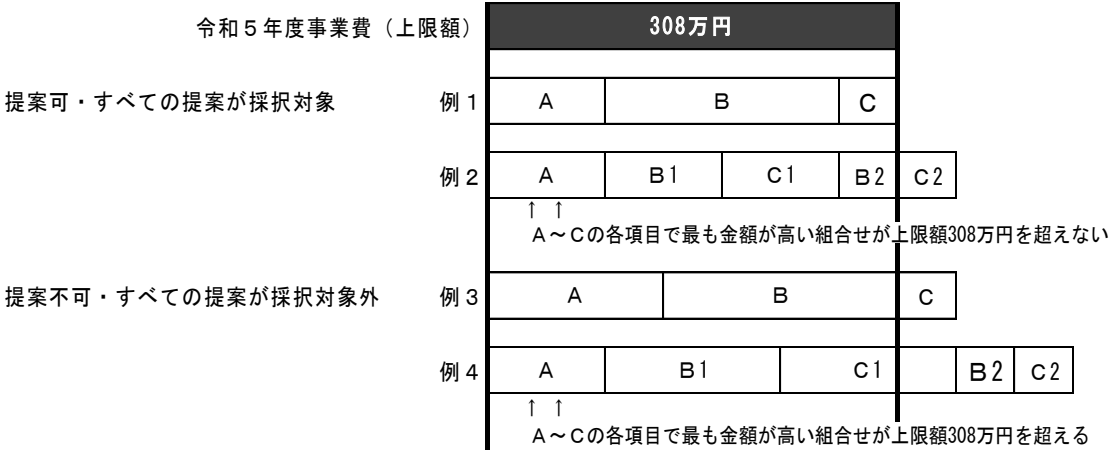


図 提案パターンイメージ

### (5) 事業目標

提案事業を事業化することにより、下表に掲げる項目（数値）の達成を最低限の目標とします。

表 事業達成目標一覧

指標	目標		現状	
	数値	年(西暦)	数値	年(西暦)
移住特設ウェブサイトのアクセス数	1,000 回以上	2024 年	—	—
犬山市公式 YouTube チャンネルの登録者数の増加人数	800 人以上	2024 年	550 人	2023 年
	↑250 人以上増加			
犬山市公式 YouTube チャンネル内の PR 動画等再生の増加回数	53,000 回	2024 年	3,000 回	2023 年
	↑50,000 回以上増加			

## 3. 提案資格要件等

### (1) 提案者の定義

本募集に提案できる者（以下、「提案者」という。）は民間事業者及び特定非営利活動法人等の法人（以下「民間事業者等」という。）又は複数の法人が共同する団体（以下「グループ」という。）とし、個人からの提案は受け付けません。

グループで提案する場合は、グループの構成する民間事業者等の中から代表となる民間事業者等 1 者（以下「代表者」という。）を選出した上で、提案者の構成をすべて明らかにし、各々の役割分担や責任を明確にしてください。その場合は代表者がグループを代表して提案手続きを行うものとします。

### (2) 提案者資格要件

提案者は次に掲げる要件を全て満たすこととします。

- ア 提案した内容を確実に履行できる能力や資格を有する者であること
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- ウ 犬山市の契約に係る指名停止要領（平成 14 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止を受けている者でないこと
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等の経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと
- オ 犬山市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（令和 2 年 3 月 30 日締結）に基づく排除措置を受けていない者であること
- カ 国税及び地方税、社会保険料の滞納がない者であること

#### 4. 実施スケジュール ※今後の事業進捗により変更する場合があります。

No.	項目	日程
1	募集要項の公表	令和5年9月12日(火)
2	質問受付	令和5年9月12日(火)～令和5年9月27日(水)
3	参加意向申出書の提出	令和5年9月12日(火)～令和5年9月29日(金)
4	提案書類の受付	令和5年10月2日(月)～令和5年10月13日(金)
5	ヒアリング	令和5年10月19日(木)
6	提案事業の採択決定	令和5年10月下旬
7	審査結果の通知・公表	令和5年10月下旬
8	詳細協議	令和5年11月上旬以降
9	事業化の決定	令和5年11月上旬以降 ※協議が整い次第
10	契約の締結	令和5年11月上旬以降 ※協議が整い次第
11	移住特設ウェブサイト公開	令和6年1月下旬～(令和6年2月上旬完成)

#### 5. 応募方法

##### (1) 質問受付及び回答

###### ① 質問方法

質問書(様式2)に質問事項を記載し、下記宛先まで電子メールにより提出してください。

###### 《質問書提出先》

犬山市役所 経営部 企画広報課

メールアドレス：[010100@city.inuyama.lg.jp](mailto:010100@city.inuyama.lg.jp)

###### ② 質問書受付期間

令和5年9月12日(火)から9月27日(水)まで

###### ③ 回答方法

質問書に対する回答は、犬山市ホームページで順次公表します。ただし、質問には提案内容に関する事項に及ぶことも想定されるため、知的財産保護の観点から、質問者の同意を得た上での公表とします。

※ 質問内容によっては、公表できない情報がある場合もありますので予めご了承ください。

※ 質問内容は、募集内容全般に係る内容以外は、提案事業者のノウハウを活かした内容であるため、他者への公表やホームページでの公開は行いません。

##### (2) 参加意向申出書の提出

### ① 提出方法

参加意向申出書（様式1）に所在地、商号又は団体名、代表者氏名、電話番号を記載し、持参又は電子メールにより下記宛先まで提出してください。

#### 《参加意向申出書提出先》

犬山市役所 経営部 企画広報課

メールアドレス：[010100@city.inuyama.lg.jp](mailto:010100@city.inuyama.lg.jp)

### ② 参加意向申出書受付期間

令和5年9月12(火)から9月29日(金)まで

### ③ 資料2の配布方法

「犬山市の移住・定住施策に関する取組等一覧（資料2）」は、参加意向申出書（様式1）を提出した事業者（グループの場合は代表者）に、窓口又は電子メールにて配布します。

## (3) 提案書等の書類提出

### ① 提出書類

提案に必要な書類は次のとおりとします。

- ・提案書（様式3）
- ・提案団体調書（様式4）
- ・提案資格要件確認表（様式5）
- ・関連事業実績一覧表（様式6）
- ・誓約書（様式7）
- ・以下、任意様式 ※必要に応じて提出してください

（民間事業者等、グループ共通）

提案書（様式3-1～様式3-3）の補完資料（別添資料又は参考資料）

（グループの場合）

構成する法人の各責任と役割の範囲を定めた協定書等の書面（任意様式） ※日付及び構成する法人の全ての代表者名の署名が必要

### ② 提案受付期間

令和5年10月2日(月)から10月13日(金)までの午前9時から午後5時まで（ただし、土日・祝祭日を除く。）

### ③ 提出方法

提出書類各1部を持参、電子メール又は郵送により提出してください。なお、電子メールの場合は、送信後に提出書類を添付した電子メールの到達確認を電話で行ってください。また、郵送の場合は、受付期間内の消印までを有効とさせ



ていただきます。

#### ④ 提出先

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地

犬山市役所 経営部 企画広報課

電話番号：0568-44-0312

メールアドレス：[010100@city.inuyama.lg.jp](mailto:010100@city.inuyama.lg.jp)

## 6. 提案事業の採否

### (1) 審査委員会による審査

提案事業の採否については、犬山市が設置する審査委員会において提案書やヒアリングを基に審査し決定します。なお、ヒアリングの日程等については別途通知します。

提案事業の採否は、市との事業化に向けた詳細協議を行うことを決めるものであり、事業化を決定するものではありません。

### (2) 審査項目

審査委員会においては次の項目に着目し、審査を行います。

	項目	内容
1	効果性	本要項「2. 募集内容等（5）事業目標」の達成が期待できる提案か。
2	実現性	提案内容や計画に無理がなく、実現・持続が可能な提案か。
		提案者が事業を安定的に担う体制、能力や実績を有しているか。
3	独自性	本要項「2. 募集内容等（5）事業目標」を達成するために、より効果的と思われる内容、配慮すべき事項等、独自の発想や工夫がある提案か。

### (3) 審査結果の通知・公表

審査委員会の審査結果は、審査後速やかに提案者に文書で通知します。

また、採択となった提案については、「提案の名称、提案者名、提案概要」を公表し、不採択となった提案については「提案の名称のみ」を公表します。

## 7. 事業化までの手続き

---

### (1) 詳細協議

提案内容が採択された者は、交渉権者となり、契約を締結するまでの諸条件について、市と詳細な協議を進めます。

### (2) 事業化の決定

予算措置を含めて協議が整った場合に、市が事業化を決定します。なお、協議が整わない場合は事業化されません。

### (3) 契約の締結

事業化が決定した提案内容については、提案者と犬山市との間で契約（随意契約）を結びます。

## 8. 留意事項

---

### (1) 費用負担

提案に関する全ての資料の作成・提出・協議等にかかる費用については、提案者の負担とします。

### (2) 提出書類の取り扱い

提出書類の返却は行いません。また、提案者は、審査委員会や事業化の検討における提出書類の利用、提案の名称、提案者名、提案概要の公表に同意することとします。ただし、提案者の独自のノウハウ等が含まれている内容については、公表の対象としないため、公表不可な内容がある場合は資料提出時にお示しください。

### (3) 特許権の侵害防止

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを犬山市に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。

### (4) 情報公開

犬山市情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

#### **(5) 提案者の失格**

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ア 本要項に定める手続きを遵守しない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

#### **(6) 提案者の辞退**

参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出してください。なお、無断で辞退することのないよう十分留意してください。辞退することにより、今後不利益な取扱いを受けることはありません。

#### **(7) 不測の事態への対応**

本要項に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合には、犬山市と別途協議を行うものとします。

## **9. 問い合わせ先**

---

犬山市役所 経営部 企画広報課

所在地：〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地

電話番号：0568-44-0312

E-mail：[010100@city.inuyama.lg.jp](mailto:010100@city.inuyama.lg.jp)